

令和3年3月17日
四国電力株式会社

西条発電所における放流水中ふっ素濃度の基準値超過に係る改善計画書の提出について

このたび、西条発電所の総合排水処理装置からの放流水に含まれる ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素濃度」）が、法令*に定める基準値を超過する事象が発生していたことが判明しました。 [※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法]

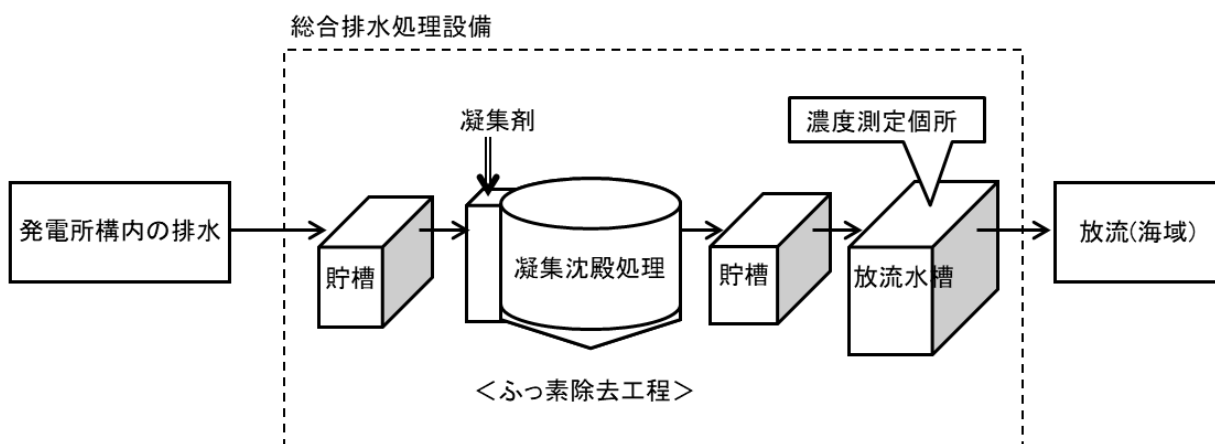
当社は、愛媛県から本件にかかる原因および改善計画を報告するよう指導を受け、本日、改善計画書を愛媛県に提出いたしました。

本件判明後ただちに、排水中のふっ素を取り除く凝集剤の投入量を増加させるなど低減対策を講じ、その後、放流水のふっ素濃度が継続して基準値内であることを確認しております。

また、基準値の超過はわずかであり、発電所の周辺海域への影響はありません。

当社といたしましては、今後こうしたことのないよう、再発防止に万全を期し適切に運転管理を行ってまいります。

（総合排水処理設備イメージ図）



（別紙）改善計画書の概要

以 上

改善計画書の概要

1. 発生事象

2月2日に行われた愛媛県の立入調査にて採取した総合排水処理設備の放流水のふっ素濃度(18mg/L)が、基準値(15mg/L)を超過していたことが、愛媛県からの連絡(3月1日)により判明

2. 基準値超過の原因

ふっ素濃度の分析・監視において、これまでJ I S規格に基づく方法により行っていたが、今回の結果を受け、濃度分析の工程について再確認したところ、当社の認識に一部問題があった^{※1}ことから、その結果に差異が生じ、基準値を超過したものと推定

※1 濃度分析の工程における「前処理」には、ふっ素化合物をほぼ含まない清浄な試料を対象にした「ろ過処理」と、ふっ素及びその化合物を含む試料を対象にした「蒸留処理」の2つがある。過去の調査・研究により、総合排水処理設備の放流水は、ふっ素化合物をほぼ含まないと判断し「ろ過処理」を採用していた。(愛媛県は「蒸留処理」を採用)

3. 改善計画

- ・ふっ素濃度の分析方法について、分析を委託した機関(委託事業者)に改善を指示
- ・日常管理の適正化の観点から、これまで実施している委託事業者による2回/月の分析を1ヵ月間は毎日確認
- ・適正な分析結果と連続測定計器^{※2}との相関関係を求め、傾向監視の精度を向上

※2 傾向監視のために当社が自主的に設置している装置。ただし、ろ過処理相当の分析値となる。

以 上